

資料12

○神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂指定管理者の選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	求める水準（県H・音楽堂）	本県の条例等による指定の基準
I サービス向上 (50)	(1) 指定管理業務実施に当たった考え、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2館一体での指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○ 業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。 	5	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の設置目的や公の施設としての公共性、平等性を十分に理解し、方針として尊重する等、施設の役割を活かした指定管理業務が見込めること ○県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂を一体運営する効果を最大限に引き出し、県行政との一体的な対応を行うことに加えて、県民ホール（本館）が休館する中で、市町村や文化芸術団体等との連携・協働により、本県文化芸術の広域拠点施設としての役割を果たす取組が見込めること ○効果的・効率的に委託を行うことが見込めること ○主要な業務を一括して委託しない等、委託業務の選定に当たった配慮がみられること 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民ホール条例第5条第1号、音楽堂条例第5条第1号 住民の平等利用が確保されること ○県民ホール条例第5条第2号、音楽堂条例第5条第2号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2館一体運営を踏まえた人員配置の工夫や効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針 	10	<ul style="list-style-type: none"> ○有資格者や十分な人員を配置する等、業務水準を達成することが見込めること ○委託を行う場合には、適切な相手方を選定し、業務水準を達成することが見込めること ○ 2館一体運営を踏まえた人員配置の工夫や、委託の実施等、効率的に業務を行うことが見込めること 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民ホール条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第2号） 県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立県民ホールの役割を適切に担えること ○音楽堂条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第2号） 県民の音楽芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立音楽堂の役割を適切に担えること
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	<p>2館一体運営を踏まえた事業実施、サービス向上等の取組</p> <p>県の文化行政と一体となった主催事業の実施に関する業務</p> <p>サービス向上及び利用促進の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2館の特性を最大限に活かした、バランスの取れた文化芸術事業の総合的な企画・制作についての実施方針、内容等 ○ 2館の広報等の共通業務の一体化による運営の内容等 ○ かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政との一体的な取組方針等 ○ 県民ホール（本館）が休館となる中で県民の芸術文化への参加・鑑賞機会を継続的に提供するための取組内容 ○ 長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用を踏まえた主催事業の実施方針、内容等 ○ 外部資金獲得に向けた取組内容等 	30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2館のホール、スタジオ等の機能分担を踏まえて、それぞれの施設の規模や機能を活かしたジャンル・演目の公演等を実施することが見込めること ○ 2館の実施事業の広報やチケット販売業務等の共通業務を一体的に運営することにより、より効率的な管理運営体制の構築が見込めること ○本県の文化芸術振興計画に基づくマグカル事業や教育プログラム等の施策の着実な推進のため、県行政と一体的な対応が見込めること ○県民ホール（本館）が休館になる中で市町村等と連携・協働し、地域での取組を展開すること ○県民ホール（本館）の休館を踏まえた中長期的視点による本県の文化政策の強化・推進のため、本県の文化拠点施設としての必要な対応が見込めること ○主催事業実施に当たり、長期継続的視点や高度・専門的知識の蓄積・活用を踏まえた実施方針、内容であること ○主催事業の実施内容が、規模、経費面から判断して、実現可能なものであること ○（料金を徴収する場合）市場価格と比較して高額に設定しない等、公の施設として適正な額の設定が見込めること ○外部資金獲得に向けて、適切な取組が見込めること ○利用促進のために行う事業等の内容が施設の設置目的と合致し、サービス向上につながるが見込めること ○実施する事業の内容や対象者等に応じて多様な手法を用いる等、効果的・効率的な広報・PRを行うことが見込めること ○利用者満足度調査等により利用者の意見等を把握し、サービス向上に向けた取組を行い、適切に指定管理業務へ反映できることが見込めること ○通常業務における利用者対応の場面や、アンケート等の実施により、利用者からの苦情・要望等を把握し、指定管理業務の改善につなげる姿勢を有するとともにトラブル発生時の責任者をあらかじめ決めておく等、適切な利用者への対応が見込めること ○施設の特性に応じて、障害のある利用者へ配慮した措置を講ずることが見込めること ○観光客への対応（インバウンド対応を含む）等を講ずることが見込めること ○貸館事業の実施方針が、明確で、より多くの利用が見込める内容であること ○人員配置の工夫や、委託の実施等、効率的に貸館事業を行うことが見込めること ○利用料金制度の趣旨・内容を理解し、利用料金及び減免基準の設定が施設の設置目的と合致している等、制度を活かした施設運営を行うことが見込めること 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民ホール条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第2号） 県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立県民ホールの役割を適切に担えること ○音楽堂条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第2号） 県民の音楽芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立音楽堂の役割を適切に担えること

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	求める水準（県H・音楽堂）	本県の条例等による指定の基準
	(4) 事故防止等安全管理	通常時の安全管理	○ 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5	○ 事故防止に関するマニュアルの作成、職員研修の実施、有資格者の配置等、利用者の事故防止へ向けた取組を適切に行うことが見込めること	○ 県民ホール条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第2号） 県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立県民ホールの役割を適切に担えること ○ 音楽堂条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第2号） 県民の音楽芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立音楽堂の役割を適切に担えること
		緊急時の対応	○ 事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○ 急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に対する職員研修等		○ 事故・不祥事・災害等の発生時や、指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案の認知時に、県への報告を速やかに適切に行う見込みがあること ○ 事故発生時等に、対応マニュアルや避難マニュアル等により利用者の避難を迅速に行う等、安全面の確保を確実にすることが可能な体制が整備される見込みがあること ○ 緊急事態を想定した訓練を定期的実施する見込みがあること ○ 利用者の救急救護のため、救急救命士等有資格者の採用・配置や職員への救命講習の実施等が提案されていること	
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携、地元企業への業務委託等	○ 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○ 県民ホール（本館）の休館後、再開を見据えた、各市町村の文化資源との協働体制、ネットワークの構築を目指す取組内容 ○ 地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	○ 地域人材の活用や地域との協力体制を構築により、地域の実情に即した運営を行い、利用者サービスの向上に結びつけることができること ○ 指定管理業務に関わりのあるボランティア団体、サポーター組織等と連携などを図ることにより、利用者サービスの向上に結びつけることが見込めること ○ 県民ホール（本館）の休館後、再開を見据えて、継続して演劇、クラシック等の分野の取組のバランスを意識しながら、分野の垣根を超える事業、多種多様な企画・制作に取り組むとともに、アウトリーチ事業も含めた様々な形で文化芸術鑑賞機会を県民に提供するための協働体制等を各市町村等と構築する見込みがあること ○ 地元企業等に業務を委託すること等により、地域の実情に即した迅速かつきめ細かいサービスを展開することが見込めること	○ 県民ホール条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第2号） 県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立県民ホールの役割を適切に担えること ○ 音楽堂条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第2号） 県民の音楽芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立音楽堂の役割を適切に担えること
Ⅱ 管理経費の節減等 (20)	(6) 節減努力等	提案額	【 県が指定管理者に指定管理料を支払う施設】 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 ○ $\frac{\text{提案額（積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額）}}{\text{積算価格から20\%節減した額}} \times 20$ 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	20	○ 次の場合は、選外とする。 提案額の積算に重大な誤りがある。 積算の内容が法令の規定等に抵触している。 (例) ・ 業務に必要な不可欠な経費が積算されていない。 ・ 人件費単価は最低賃金額以上ではあるが、県の積算単価を大幅に下回り、指定管理業務の実施に支障が生じるおそれがあるとき	○ 県民ホール条例第5条第4号、音楽堂条例第5条第4号 安定した経営基盤を有していること
	(7) 人的な能力、執行体制	執行体制及び委託業務のチェック体制	○ 指定期間を通じて、2館一体により効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	5	○ 指定管理業務を適切に行うため、知識・経験を有する責任者や指導的立場に立つ職員を的確に配置することが見込めること ○ 2館一体で指定管理業務を行うために効率的かつ無理が無い人員配置を行うことが見込めること ○ 委託を行う業務についての経験者を配置する等、委託した業務の履行の確認を的確に行うことが見込めること	○ 県民ホール条例第5条第3号、音楽堂条例第5条第3号 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること ○ 県民ホール条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第1号）、 音楽堂条例第5条第6号（同条例施行規則第3条第1号） 必要な人材を確保することができることと認められること
		人材育成、労働環境確保等	○ 指定期間を通じて、2館一体により安定して指定管理業務を行うための専門的な人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況		○ 2館一体運営を踏まえ、指定管理業務に関連する研修の実施方針や的確な職員の採用方針、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策等労働環境の確保のための方針、具体的な取組計画やチェック体制を有する等、継続して安定的な指定管理業務を行うことが見込めること	
	(8) 財政的な能力	財務状況	○ 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	○ 応募団体等の財務状況・経営状況が健全であること	○ 県民ホール条例第5条第4号、音楽堂条例第5条第4号 安定した経営基盤を有していること
		コンプライアンスのための体制	○ 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）		○ 必要な諸規程類が整備される等、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令に基づいた指定管理業務の実施が見込めること ○ 労働関係法規の遵守を担保するため、労働条件審査の実施（団体自身での労働条件の確認も可）の予定など施設職員に係る労働条件の確認が見込めること ○ 関係法令に関する職員の研修を行う等、職員の法令遵守が確実に見込めること ○ 申請開始の日から起算して過去3年間に労働基準監督署・年金事務所等から指摘事項があった場合に、適切な対応がされていること（指摘事項の概要、労基署等への報告内容（是正内容、是正完了年月日など））	

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	求める水準（県庁・音楽堂）	本県の条例等による指定の基準
Ⅲ 団体の業務遂行能力 (25)	(9) コンプライアンス、社会貢献	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○ 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量化、再生紙の活用、グリーン購入等を推進する等の運営方針を有する等、神奈川県環境方針に配慮して指定管理業務を行う見込みがあること ○ 神奈川県地球温暖化対策計画等に基づき、小売電気事業者と締結する電力の契約においては、再生可能エネルギー電力100%のメニューで契約する見込みがあること 	○ 県民ホール条例第5条第2号、音楽堂条例第5条第2号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること
		障害者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○ 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○ 手話言語条例への対応 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応及び国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無 ○ 障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）に優先的に発注するなど障害者雇用を促進する見込みがあること ○ 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合における合理的な配慮（具体的な取組）を提供するとともに、意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができることで、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めることが見込めること ○ ともに生きる社会の実現に向けた団体の姿勢（障害者への配慮に係る方針や、障害者への理解促進に向けた団体内の研修などの具体的な取組等）が示されていること ○ 団体の状況に応じて、手話に対応できる体制の整備や研修・講習を実施する見込みがあること 	
		社会貢献活動等への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 ○ SDGs（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人等に対するコミュニケーションの支援を実施する見込みがあること ○ 施設と関連のあるSDGsの目標について、達成のための取組方針を作成する等、SDGsに配慮して指定管理業務を行う見込みがあること ○ 申請団体等が社会的責任を果たし、又は社会貢献を行うための具体的な活動を行うことが見込めること 	
(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故、不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○ 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請団体（グループ申請の構成団体を含む）の役員又は職員が、募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故（神奈川県指名停止等措置要領第2条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの）又は不祥事（懲戒処分の指針の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもので、すでに指定管理業務を行っている団体では、当該団体の役員又は指定管理業務に従事する職員によるものに限る）を起こした事例の有無 ○ 上記の事例があった場合に、適切な対応がなされ、有効な再発防止策が講じられていること ○ 個人情報保護に関する具体的な仕組みや職員の教育・研修体制が確立している等、個人情報を適切に管理しながら指定管理業務を行うことが見込めること 	○ 県民ホール条例第5条第2号、音楽堂条例第5条第2号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	
(11) これまでの実績	管理運営等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの管理運営等の実績の状況 ○ 県又は他の自治体における指定取消しの有無 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理施設の特性を生かした良好な管理運営等の実績を有すること ○ 県又は他の自治体において指定管理業務を行っていた際に、指定の取消しがなかったこと 		○ 県民ホール条例第5条第3号、音楽堂条例第5条第3号 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること

※ 申請書類に虚偽の記載があったことが判明したときは選外とし、指定管理者候補として選定しない。